駐車監視員活動ガイドライン

平成20年４月１日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。
（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）
ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、主として下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を行います。）

重点路線

◎ 最重点路線

路線	（区間）	重点時間帯

◎ 重点路線

路線	（区間）	重点時間帯
主要地方道高松善通寺線	金山交差点～丸亀署境	７時～24時
主要地方道坂出港線	文明町交差点～川津交差点の北方交差点	
県道坂出停車場線	天神町交差点～ＪＲ坂出駅前交差点	
市道京町線	ＪＲ坂出駅前交差点～ＪＲ坂出駅西交差点	
市道福江線	ＪＲ坂出駅西交差点～池園町南交差点	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
次の地域及び周辺道路が最重点巡回地域となります。 京町１丁目１～４番、京町２～３丁目、室町２～３丁目、元町１丁目（１、４、５、９、10番）、駒止町１丁目（１、４番）	７時～24時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
次の地域及び周辺道路が重点巡回地域となります。 江尻町の一部、横津町、久米町１丁目、旭町、谷町１丁目（１～３、５～７番）、室町１丁目、京町１丁目（５、６番）、入船町１丁目（１～３、７番）、元町１丁目（２、３、６～８番）、元町２～４丁目、駒止町１丁目（２、３、５番）、文京町１丁目、本町、中央町、築港町１丁目８番の一部、寿町、白金町、富士見町１丁目（１、２番）、八幡町（１～３丁目）、八幡町４丁目（１～６番）、八幡町４丁目（７、１０番）の一部、西大浜北（１～４丁目）の一部、西大浜南、宮下町、御供所町１丁目、常盤町１丁目（１～５番）	７時～24時

香川県坂出警察署